

# キャリア形成プログラムの 一部改正について

- 所属：千葉県健康福祉部医療整備課 医師確保・地域医療推進室
- 電話：043-223-3883
- メール：[d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp)

- 次期千葉県保健医療計画では、医師少数区域が拡大する見込みであるほか、令和5年8月に実施した「第2回 医療対策部会」において、キャリア形成プログラムの見直しについて協議を行い、見直し案について了解を得たところ。
- 今般、これらを踏まえ、キャリア形成プログラムの一部改正（案）を作成したので、御意見を伺いたい。
- なお、当該プログラム（案）は、事前に「医師のキャリア形成プログラムに係るワーキンググループ」で検討している。

## －本日の項目－

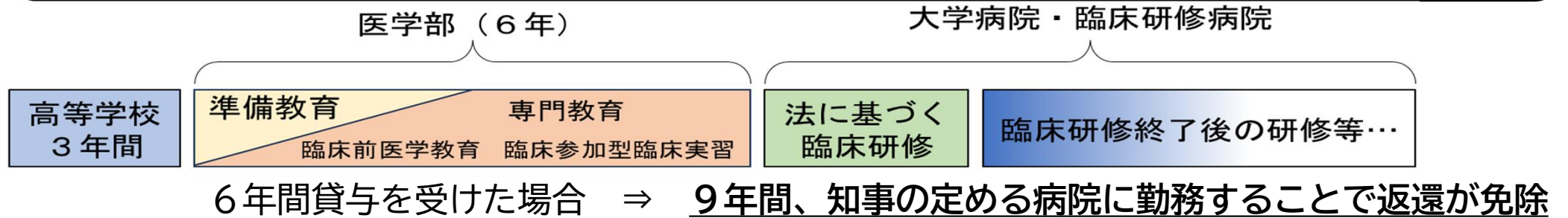
### 1 千葉県におけるキャリア形成プログラム

### 2 主な改正内容

# 1 千葉県におけるキャリア形成プログラム

# 1 千葉県におけるキャリア形成プログラム

- 「キャリア形成プログラム」とは、修学資金の返還免除要件に沿った勤務と、医師のキャリア形成を両立させるために、県が策定した計画のこと。
- 千葉県では、修学資金の貸付けを受けた場合の返還免除となる勤務をキャリア形成プログラムに沿って選択することを求めている。



プログラム名	プログラムの内容
新プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的なプログラムで、県内※の臨床研修病院で2年の研修終了後、県内医療機関において最大7年間勤務。</li> <li>ただし、地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち地域A群で通算2年以上の勤務が必要。</li> </ul>
旧プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内※の臨床研修病院で2年の研修終了後、県内医療機関で最大7年間勤務。</li> <li>ただし、地域の病院群で通算3年以上の勤務が必要。</li> <li>H28年度までの貸付決定者と、H29年度に貸付決定を受けた県内出身者が選択可能。</li> </ul>
政策医療分野プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>産科、新生児科、救急科志望者向けのプログラム。</li> <li>周産期母子医療センター又は救命救急センター等（政策医療分野群）での勤務など、一定の条件がある。</li> </ul>
診療支援部門プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線科、病理、臨床検査志望者向けのプログラム。</li> <li>地域A群等における専門研修プログラムの研修施設（診療支援部門群）において、これらの専門医取得を目的とした勤務を行う必要がある。</li> </ul>

※ 県外臨床研修も可能（新プログラムは、やむを得ない場合のみ）。ただし、当該期間は猶予期間が適用され、その分いずれかの医療機関群で勤務する必要がある。

# 1 千葉県におけるキャリア形成プログラム

- 貸付期間が満了した場合、修学資金貸付制度利用者からの申請により返還猶予期間を設定。
- キャリア形成の支援やライフイベント等、特別の事情に応じて、猶予期間を加算することも可能。

区分	名称	理由	期間上限
既定期間	猶予期間1	条件なし (例) 大学院への進学、留学、猶予3に該当しない県外勤務 など	4年間
申請により加算	猶予期間2	災害、疾病、出産、育児等、正当な事由により業務に従事できないと認められる場合	事情に応じた期間
	猶予期間3	専門医取得のための特定病院以外での勤務（専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関である場合に限る）	基本領域取得に必要な最低限の期間

## ■勤務スケジュールの例（6年間貸付、新プログラムの場合）

- ・ 県内の臨床研修病院で2年の研修修了後、県内病院で7年勤務。
- ・ ただし、地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち地域A群で通算2年以上の勤務必要。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	
臨床研修	専門研修（内科）		基幹	基幹	連携	育児休業	大学院			東葛北部医療圏の専門研修病院		山武長生夷隅医療圏の病院		
	千葉市内の病院													
臨床研修病院【2年】		県内病院群【3年】			猶予加算		猶予期間【4年】			地域B群【2年】		地域A群【2年】		
						県内病院で7年								

育児休業を複数回取得したり、大学院在学中に非常勤で勤務することも可能。

地域A群又は地域B群で通算4年以上  
うち地域A群で通算2年以上

## 2 主な改正内容

## 2 主な改正内容

### (1) 地域A群の拡大

#### ア 医師少数区域

改正内容	理由
現行の「山武長生夷隅保健医療圏」に加え、「 <b>君津保健医療圏</b> 」を追加。	・ 次期県保健医療計画から、君津保健医療圏も医師少数区域となる見込みであるため。

#### イ 医師少数区域における無床診療所

改正内容	理由
現行制度では「専門研修プログラムの研修施設の無床診療所」を対象としているところ、「 <b>専門研修プログラムの連携がない無床診療所</b> 」も <b>対象</b> とする。 これにより、「 <b>医師少数区域における医療機関全てが地域A群</b> 」となる。	・ 修学資金生の医師が増加する中、専門医を取得したあとの進路選択において、地域の開業医のもとでの診療や、在宅医療中心の診療所の開設など、多様な希望に柔軟に対応できるような配慮が必要。

## 2 主な改正内容

### (2) 県外で臨床研修を受けた場合における選択可能プログラムの拡大

改正内容	理由
<p><b>県外で臨床研修を受けた場合であっても、次の3つのプログラムを選択することを可能とする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新プログラム</li><li>・ 政策医療分野プログラム</li><li>・ 診療支援部門プログラム</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ これまで、平成30年度以降に新規貸付を受けた者は、県外での臨床研修を認めていなかった。</li><li>・ 一方で、それ以前に貸付を受けた者は県外での臨床研修は可能であるが、制度上の公平性の観点から「県外で研修した者は平成30年度以降に制定された新プログラム等の選択を認めない」という取り扱いをしてきた。</li><li>・ 令和5年10月に制度を改正し、やむを得ない理由がある場合は県外臨床研修を認めることとしたため、制度上の整合を図る観点から、過去に県外で研修について受けた者も、新プログラムなどの選択を可能とする。</li></ul>

このほか、新旧対照表を参照